

29修理第934号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 丸文通商株式会社

事業所の
所在地 石川県金沢市松島一丁目40番地

事業所の
名称 丸文通商株式会社 金沢支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 平成29年8月20日から
平成34年8月19日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成29年8月10日

農林水産大臣 齋藤 健

